学区(地区)防災組織 結成報告(届出)

						令和		年	月	目
[]	山	市	長	様						
					連合町内会名	岡山市	ī 		連合	町内会
					連合町内会長	氏名				
[]	加市				連合町内	会に次の	とおり	防災組織	を結成しま	したの
で届	まけ出!	ます。								
					記					
1	防災	組織	名	称 .						
	会	長	氏	名)						
			(住	所)	岡山市	区				
			(電	活番号)	()		_			
2	結成	年月F	7	€∏	年	月		Я		
	1111111	1/3-		H						
1	添付書類) ① 防災組織規約 ② 学区(地区)防災組織「役割図」 持記事項)									

② 助成金申請の際は必要に応じて市危機管理室等に事前相談し、活動計画や年間事業計画を作成すること。

① 結成後の活動については、必要に応じて危機管理室・管轄消防署と協議し、指導を受けること。

③ 会長に変更があったときにはその都度届け出ること。

シリアル No

緊急告知ラジオ

学区(地区)防災組織防災組織規約(例)

(名 称)
第1条 この会は、(学区 (地区) の防災組織名)
(以下「本組織」という。)と称する。
(活動の拠点)
第2条 本組織の活動拠点は、次のとおりとする
(1) 平常時は、本組織の事務所は、会長の住所に置く。
(2) 災害時は、 とする。
(目 的)
第3条 本組織は、住民隣保協同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、災害(地震・津波、
風水害等)による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。
(事業)
第4条 本組織は、前条の目的を達成するため、自主防災組織が行う次の事業を支援し、円滑に実施できる
よう学区(地区)内の連絡・調整を行う。
(1) 防災に関する知識の普及・啓発に関すること。
(2) 災害に対する予防に資するための地域の災害危険の把握に関すること。
(3)災害発生時における安否確認・避難誘導に関すること。
(4) 防災訓練の実施に関すること。
(5) 防災資機材の整備等に関すること。
(6) その他自主防災組織が行う活動の目的を達成するために支援が必要な事項。
(会員)
第5条 本組織は、岡山市 学区(地区)内にある世帯をもって構成する。
·····································
第6条 本組織に次の役員を置く。
(1) 会 長 1名
(2)副会長 1名以上
2 本組織に次の役員を置くことができる。
(1) 監事・会計 各 名

- 第7条 会長は、本組織を代表し、会務を総括し、災害の発生等における応急対策の指揮を行う。
 - 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を行う。
 - 3 会計は、会の会計事務を処理する。
 - 4 監事は、本会の会計事務を監査する。

(会議)

(役員の任務)

- 第8条 本組織の会議は、全会員を持って構成し、会議は年1回以上開催する。
 - 2 会議は、会長又は役員が必要と認めたとき、招集する。
 - 3 会議の議長は、会長又は副会長がこれにあたり、次に挙げる事項を審議する。
 - (1) 規約の改正に関すること
 - (2)活動計画の作成及び改正に関すること

- (3) 事業計画、事業報告に関すること
- (4) 予算、決算、監査その他、会議が特に必要と認めたこと
- 4 会議の施行に関し必要な事項は、会議の議決を経て、別に定める。
- 5 会議は、その付議事項の一部を役員会に委任することができる。
- 第9条 役員会を設置することができ、(監事を除く)役員によって構成する。
 - 2 役員会は、必要に応じ会長が招集する。
 - 3 役員会は、次の事項を審議し、実施する。
 - (1)総会に提出すべきこと
 - (2) 総会により委任されたこと
 - (3) その他役員会が特に必要と認めたこと

(活動計画)

- 第10条 本組織は、災害による被害の防止及び軽減を図るため、活動計画を策定する。
 - 2 活動計画は、次の事項について定める。
 - (1) 防災組織の役割分担に関すること
 - (2) 学区(地区)内の防災知識の普及・啓発に関すること
 - (3) 災害に対する予防に資するための学区(地区)の災害危険の把握に関すること
 - (4) 学区(地区) の安否確認・避難誘導に資するための状況把握に関すること
 - (5) 学区(地区)の自主防災組織との合同防災訓練実施等に関すること
 - (6) 学区(地区)で必要な防災資機材の整備等に関すること
 - (7) その他本組織の目的を達成するために必要な事項

(経費)

第11条 本会の経費は、会費、活動に伴う収入及びその他の収入をもってこれにあてる。 (会計年度)

第12条 本組織の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。 (雑 則)

第13条 この規約に定めない事項で本組織の運営に必要な事項は会長が、役員会に諮り定める。

附	則	この規約は、	令和	年	月	日から施行する。

上記の通り、(学区 (地区) の防災組織名))					の防災	組織規約を
定めましたので	報告します。							
					令和	年	月	日
岡山市	i 長							
	岡山市	連合町内会	会長	氏	名			

学区	(地区)	防災組織の役割図
J <u>–</u>	\ <u></u>	

年 月作成

防災組織

連合町内会用 様式例

■ 会長	
氏名	TEL
■ 副会長(1名以上)	
氏名	TEL
氏名	TEL

■ 監事(必要に応じ 1名)
<u>氏名</u> TEL
■ 会計(必要に応じ 1名)
<u>氏名</u> TEL

日常の活動

非常時の活動

自主防災組織(単位町内会)が行う活動を支援し、円滑に実施できるよう学区(地 区)内の連絡・調整を行う。

(1) 防災知識の普及・啓発の支援

例:防災学習会、防災活動の広報

(2) 地域の災害危険の把握の支援

例:地域防災マップ作成の支援

(3) 安否確認・避難誘導に関する支援

例:世帯人数の把握などの支援

- (4) 防災訓練の実施、支援
- (5) 防災資機材の整備等
- (6) その他自主防災組織が行う活動の 目的を達成するために支援が必要な事

発災時の学区(地区)内の連絡・調整

避難所運営